## 後期高齢者医療制度のお知らせ ~保険料軽減特例等の見直しについて~

## ■ 均等割の軽減割合が見直しされました

●保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

## 【平成 30 年度 (2018 年度)】

١		
	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	33 万円(かつ、被保険者全員が所得 0 円)※年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下	9割軽減

## 【令和元年度(2019年度)】



1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
所得が次の金額以下の世帯		軽減割合		
33万円(かつ、被	は保険者全員が所得0円)	※年金収入のみの場合、	受給額 80 万円以下	8割軽減

8割軽減への変更にあわせて、介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担 軽減が強化されます。

また、所得の低い年金受給者の方へは、今年 10 月から、老齢年金生活者支援給付金(金額は保険料を納めた期間等により異なります)の制度が始まります。

- ○介護保険料軽減は半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は対象外に なります。
- ○老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。 基本的に10、11月分を12月(年金の支払日と同日)に振込みます。

## ■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。 【平成30年度 (2018年度)】

-		
	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	33 万円 +(27 万 5 千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
ſ	33 万円 +(50 万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

#### 【令和元年度(2019年度)から】



e	ואוד פו פבן אודטלטיינו			
		所得が次の	)金額以下の世帯	軽減割合
	33 万円	+ ( <u>28 万円</u> ×	世帯の被保険者数)	5割軽減
	33 万円	+ (51 万円×	世帯の被保険者数)	2割軽減

## **■ 被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減措置期間が見直しされました**

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減の期間が、次のとおり 見直しされました。

## 【平成30年度(2018年度)】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

#### 【令和元年度(2019年度)から】



	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	<b>制度加入から2年を経過する月までの期間のみ</b> 5割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が8.5割、または8割に該当することがあります。

## ■ 令和元年度(2019 年度)の保険料の計算方法

▶保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所 得割額」の合計で計算します。

#### 等 割

【1人当たりの額】 50.205円

#### 得 割 所

【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成30年(2018年)中の所得-33万円)×10.59%

## 1年間の保険料

【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

## 令和元年度(2019 年度)の保険料額は、6月中旬に個別にお知らせします。

#### 【お問い合わせ先】

- ○後期高齢者医療制度をついて
  - ・北海道後期高齢者医療広域連合

〒 060-0062 札幌市中央区南 2条西 14 丁目 国保会館 6 階

**2** 011-290-5601

- の介護保険について
  - · 後志広域連合 介護保険課

**2** 0136-55-8013

- - ・ねんきんダイヤル
  - **2** 0570-05-1165

・蘭越町 住民福祉課 医療給付係

☎ 0136-57-5111 (内線 253)

- 蘭越町 健康推進課 介護支援係 **2** 0136-57-6969
- · 蘭越町 住民福祉課 国民年金係 ☎ 0136-57-5111 (内線 248)

# 蘭越町独自の貸付制度のお知らせ

お問い合わせ 海道労働金庫倶

知安支店

0 一労働 4 5 観光課 商工労働係 251

商

5

1

1

1

(内線

O

22

保証 て行います。 北海道労働· 談くださ れる方。 人 は、何の 北海道 規定 のに 労金倶 返済 金 に基づきます。 労働 ただ力 する 庫 光力があ 知安支店に 0) 金 があると認動労者で融 庫 定 6す。詳 貸付条 に 準

5年以内の関 対象者 す。) 1 2 % 融 資利率に 割 加算され

融資利率 限度額 生活資金

を行ってい

一を促進することを目的に、

環境と福祉

0)

教育資 金 (平成31年4月1 2 8 1 % 3 9 150万円以 % 白現 在

別

途、

証

料が0.6

%

か

特別資金 

在

度 貸経

蘭 囲丁 中 小 企 融 資 制

勤労者の生活資金

教育資金

■ 利子補給

| 返済期間 | 5%を町が利子補給します。 | 6入額の1:5%を町が利子補給します。 | 5年以内、10年以内、10年以内、10年以内、10年以内、10年以内、10年以内、10年以内、10年以上、常時使用するで、14日、10年以上、常時使用するで、14日、10年以上、常時使用するで、14日、10年以上、常時使用するで、15年、町税を完納していることが要件です。 | 10年以上、常時使用する従業員の数が50人以下の会社または個人で、遊興を育する会社または個人で、遊興を育するできないよのです。 | 10年以上の保証人が必要です。 | 10年以上の保証人が必要です。 | 10年以上の保証人が必要です。 | 10年以上の保証人が必要です。 | 10年以上の保証人が必要です。 | 10年以上の本町に本店できないよのでまたは個人)、 | 10年以上の本町でするです。 | 10年以上の本町でするです。 | 10年以上の本町に本店でまたは個人)、 | 10年以上、常時使用する従業員の数がのよります。 | 10年以上、常時使用する従来により、10年以下の本町に本店でするでするとは個人)、 | 10年以内、10年的内、10年以内、10

広報 5人 1 2019・5月号